（20260801）

ユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護

特別養護老人ホームさくら爽

利用契約書

ユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを利用するに当たり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記の通り契約を締結します。

（目的）

第１条　社会福祉法人美楽会（以下「事業者」という。）が開設するユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護　特別養護老人ホームさくら爽（以下「事業所」という。）は、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）が、要介護又は要支援状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、第６条及び第７条に定めるユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。

２　事業所が、利用者に対して実施するユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの内容は、別紙『重要事項説明書』及び（介護予防）短期入所生活介護計画書に基づき行います。

３　利用者は、第 20 条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

（契約期間）

第２条　契約期間は令和＿＿年＿＿月＿＿日から、利用者の要介護（要支援）認定の有効期間までとします。

２　契約満了日の７日前までに、利用者又は代理人から事業所に対して、文書により契約終了の申し出が無い場合には、本契約は更新されるものとします。

（代理人等）

第３条　契約締結に当たり、原則として代理人、連帯保証人及び身元保証人を設定するものとします。

２　代理人は、利用者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。

３　代理人は身元保証人を兼ねるものとします。

４　代理人の職務は次の通りとします。

一　利用者に代わって又は利用者とともに、第５条に定める同意又は要請、第９条 3 項、第 11 条 3 項、第 21 条、第 22 条に定める解約・解除の意思表示及び手続き、その他利用者を代理して行う意思表示、事業所の意思表示や報告・通知の受領、事業所との協議等を行うこと。

二　利用者を代理して、又は利用者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。

５　連帯保証人の職務は次の通りとします。

一　利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担すること。

二　連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下の通りとします。

イ　連帯保証人の負担は、極度額５０万円を限度とします。

ロ　連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

ハ　事業所は、連帯保証人から請求があったときは、遅延なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

二　連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、若しくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、利用者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

６　身元保証人の職務は次の通りとします。

利用契約が終了した後、施設に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。

（居宅介護（介護予防）支援事業所との連携）

第４条　事業所は、サービス提供に当たり、居宅介護（介護予防）支援事業所及び他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する機関等との綿密な連携に努めます。

２　事業所は、利用者が居宅サービス計画の変更を書面により希望する場合は、速やかに居宅介護（介護予防）支援事業所への連絡調整等の援助を行います。

（(介護予防）短期入所生活介護計画の作成・変更）

第５条　事業所は、利用者が連続して4日間以上利用の場合、日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス（介護予防サービス・支援）計画（ケアプラン）に沿って「(介護予防）短期入所生活介護計画」を作成します。ただし、緊急にサービスが必要な場合は、居宅サービス計画等が作成される前であっても、サービスの提供を行います。

２　前項の（介護予防）短期入所生活介護計画は、利用者又は代理人に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

３　（介護予防）短期入所生活介護計画には、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、(介護予防）短期入所生活介護サービスの目標及びその達成時期、(介護予防）短期入所生活介護サービスの内容、(介護予防）短期入所生活介護サービスを提供する上での留意事項を記載します。

４　事業所は、利用者又は代理人が書面によりサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更が居宅サービス（介護予防サービス・支援）計画の範囲内で可能なときは、速やかに（介護予防）短期入所生活介護計画の変更等の対応を行います。

５　利用期間が４日間未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業所等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行います。

６　事業所は、「(介護予防）短期入所生活介護計画」を作成又は変更した場合には、利用者又は代理人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（介護保険給付対象サービス）

第６条　事業所は、介護保険給付対象サービスとして、(介護予防）短期入所生活介護計画の作成、介護、食事、機能訓練、健康管理、相談及び援助を提供するものとします。

（介護保険給付対象外のサービス）

第７条　事業所は利用者又は代理人との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

一　特別な食事

二　教養娯楽設備等の提供、レクリエーション行事、クラブ活動

三　理美容サービス

２　前項の他、事業所は、別紙重要事項説明書記載のサービスを介護保険給付対象外サービスとして提供するものとします。

３　前２項のサービスについて、その利用料金は利用者又は代理人が支払うものとします。

４　第１項の費用の額は別紙重要事項説明書「５　利用料等」に記載した通りです。

５　事業所は第１項及び第２項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

（利用者等への説明）

第８条　事業所は、本契約に基づいて代理人に対して行うのと同様の内容の説明を、利用者に対しても行うよう努めるものとします。

２　代理人は、本契約に基づいて事業所から行われる前項の説明及び報告等について、利用者の家族等へ説明を行うよう努めるものとします。

（運営規程の遵守）

第９条　事業所は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

２　本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業所、利用者又は代理人ともに遵守するものとし、事業所がこれを変更する場合は、利用者又は代理人に対して事前に説明することとします。

３　利用者又は代理人は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

（サービス利用料金の支払い）

第１０条　事業所は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下「介護保険給付額」という。）の限度において、市町村から支払いを受けます。

２　利用者が第６条に定めるサービスを受けたとき、利用者又は代理人は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付費を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の介護保険の自己負担割合に応じた額に滞在費、食費を加えた額）を事業所に支払うものとします。ただし、要介護又は要支援認定を受けていない場合には、利用者又は代理人はサービス利用料金を全額いったん支払うものとします（要介護又は要支援認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い））。

３　第７条に定めるサービスについては、利用者又は代理人は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業所に支払うものとします。

４　前２項の他、利用者又は代理人は利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業所に支払うものとします。

５　事業所は、当月の利用者負担金の請求に明細を付して、原則として翌月 10 日以降に利用者に請求し、利用者又は代理人はこれをサービス提供月の翌月末日までに事業所が指定する方法で支払うものとします。

（利用料金の変更）

第11条　前条第１項及び第２項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業所は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

２　前条第３項及び第４項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業所は、利用者又は代理人に対して事前に説明をしたうえで、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。

３　利用者又は代理人は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

（事業所及び従業者の義務）

第12条　事業所及び従業者は、サービスの提供に当たって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

２　事業所は、利用者の体調・健康状態からみて必要がある場合には、主治医又は事業所の看護職員若しくは事業所の医師と連携し、利用者又は代理人からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

３　事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

４　事業所及び従業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

５　事業所は、利用者の心身の状況等を適宜、代理人に報告し、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

６　事業所は、利用者に対するユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それをサービス完結の日より２年間保管し、利用者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧出来ることとします。

（利用日の中止・変更・追加）

第13条　利用者は、利用期日前において、(介護予防）短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日までに事業所に申し出るものとします。又、サービスの利用を追加することもできます。

２　利用者が、利用前日までに申し出がなく、利用当日に利用の中止を申し出た場合、又は申し出なく利用を中止された場合は、重要事項説明書に定める所定のキャンセル料を事業所にお支払いいただきます。ただし利用者の体調不良の場合は、この限りではありません。

３　事業所は、第１項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満

員で利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議するものとします。

（守秘義務等）

第14条　事業所及び従業者は、ユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供するうえで知り得た利用者又は代理人の秘密を洩らさないことを厳守します。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

２　事業所は、従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

３　事業所は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

４　利用者は、居宅介護支援事業所やサービス担当者会議等必要な機関に対し、事業所が必要と認めた情報提供については、本契約締結時に同意したものとします。

（利用者の事業所利用上の注意義務等）

第15条　利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

２　利用者又は代理人は､サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業所及び従業者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし､その場合､事業所は､利用者のプライバシー等の保護について､十分な配慮をするものとします。

３　利用者又は代理人は、利用者が居室及び事業所の設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

４　利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者又は代理人と事業所との協議により、居室又は共用設備の利用方法等を決定するものとします。

（禁止行為）

第 16 条　利用者及び代理人は、事業所内で次の各号に該当する行為してはいけません。

一　従業者及び他利用者等へのハラスメントその他の迷惑行為

ア　身体的暴力　身体的な力を使って危害を及ぼす行為

例：コップをなげつける。たたく。唾を吐く。

イ　精神的暴力　個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

例：怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する。

ウ　セクシャルハラスメント　意に沿わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。

例：必要もなく手や腕をさわる。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す。

※ただし、認知症等の病気又は障害の症状として現れた言動（BPSD 等）はハラスメントとはいたしません。

二　他の利用者及び同意のない従業者等の撮影、録音及び SNS 等でのデータの公表

三　決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等

四　事業所内での金銭及び食物等のやりとり

五　従業者に対する贈物や飲食のもてなし
六　その他決められた以外の物の持ち込み

（損害賠償責任）

第17条　事業所は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者又は代理人に生じた損害について賠償する責任を負います。第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合などには、損害賠償責任を減ずることができるものとします。

（損害賠償がなされない場合）

第18条　事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

一　利用者又は代理人が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
二　利用者又は代理人が、利用者へのサービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
三　利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
四　利用者又は代理人が、事業所又は従業者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

（事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第19条　事業所は、契約の有効期間中、地震・洪水・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

２　前項の場合に、事業所は、利用者又は代理人に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス料金の支払を請求できるものとします。

（契約の終了事由）

第20条　利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。

一　利用者が死亡した場合
二　要介護（要支援）認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
三　事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
四　事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
五　事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
六　第21条から第23条に基づき本契約が解約又は解除された場合

（利用者又は代理人からの中途解約）

第21条　利用者又は代理人は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者又は代理人は契約終了を希望する日の７日前までに事業所に通知するものとします。

２　利用者又は代理人は、第９条第３項、第11条第３項の場合及び利用者が入院した場合、または利用者に係る居宅サービス（介護予防サービス・支援）計画（ケアプラン）が変更された場合には、本契約を即時に解約することができます。

３　利用者又は代理人が第１項の通知を行わずに、利用者が居室から退去した場合には、事業所は、利用者又は代理人に解約の意思を確認するものとします。

４　前項において、利用者又は代理人が解約の意思を表明した場合、その意思を表した日をもって、本契約は解約されたものとします。

（利用者又は代理人からの契約解除）

第22条　利用者又は代理人は、事業所若しくは従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

一　事業所若しくは従業者が正当な理由なく本契約に定めるユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを実施しない場合

二　事業所若しくは従業者が第14条に定める守秘義務に違反した場合

三　事業所若しくは従業者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

四　他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

（事業所からの契約解除）

第23条　事業所は、利用者、代理人、連帯保証人又はその他家族等が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

一　利用者又は代理人が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

二　利用者又は代理人による、第 10 条第１項から第４項に定めるサービス利用料金の支払いが２月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払われない場合

三　利用者、代理人、連帯保証人又はその他家族等が、故意又は重大な過失により事業所又は従業者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

四　次の事由に該当する場合は、事業所は利用者、代理人、連帯保証人又はその家族等に対し改善を希望する旨の申し入れを行い、それにも拘わらず改善の見込みがなく、結果として利用者に対して適切な介護サービスを提供することが困難であると認め、３０日前に代理人に対し文書で通知した場合。

イ　利用者、代理人、連帯保証人又はその家族等が事業所や従業者、若しくは他の利用者その他関係者に対して故意にハラスメントや暴言・暴力等の法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を行ったとき

ロ　利用者、代理人、連帯保証人又はその家族等が、事業所や従業者、若しくは他の利用者その他関係者の生命、身体、財産、若しくは信用を傷つける恐れがあり、且つ事業所が通常の方法ではこれを防止できないと判断したとき

ハ　代理人又はその家族等が、利用者のサービス利用に関する施設の助言や相談の申し入れ等を理由なく拒否し、或いは全く反応しない等、事業所の運営を著しく阻害する行為が認められるとき

２　前項の規定による契約の終了後、退所までに事業所が利用者に対して実施したサービスの利用料金については、全額利用者負担とし、利用者又は代理人は事業所からの請求があり次第直ちにこれを支払うこととします。

（契約の終了に伴う援助）

第24条　事業所は、契約の解除又は終了が決定したときは、事前に居宅介護支援事業所に対する情報の提供を行うとともに、その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

（残置物の引取等）

第 25 条　事業所は、本契約が終了した後、利用者の残置物がある場合には、利用者又は代理人にその旨連絡するものとします。

２　利用者又は代理人は、前項の連絡を受けた後２週間以内に残置物を引き取るものとします。ただし、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業所にその旨連絡するものとし、事業所は、相当な理由があると認めた場合はその期間を猶予するものとします。

３　事業所は、前項ただし書の場合を除いて、利用者又は代理人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を利用者又は代理人に引き渡すものとし、利用者及び代理人がこれを引き取らない場合には、利用者は残置物について所有権を放棄し、事業所は任意の方法で売却、廃棄その他の処分を行うことができることとします。ただし、その引き渡し又は処分に係る費用は利用者の負担とし、利用者又は代理人は事業所からの請求があり次第直ちにこれを支払うこととします。

（苦情対応）

第26条　事業所は、その提供したサービスに関する利用者又は代理人からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

（裁判管轄）

第 27 条　この契約に関して訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第１審管轄裁判所とします。

（協議事項）

第 28 条　本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業所は利用者及び代理人と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、利用者又は代理人及び事業所が記名捺印のうえ、各自１通を保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

所在地　　岩手県北上市さくら通り三丁目７番７号
事業所名　特別養護老人ホームさくら爽
施設長　　塚　本　　恵　　印

説明者　（職名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

＜利用者（契約者）＞

住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

＜代理人＞

住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　　続柄（　　）

電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜連帯保証人＞

住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　　続柄（　　）

電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（20260801）

ユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護
特別養護老人ホームさくら爽

重要事項説明書

ユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

１　事業の目的と運営方針

社会福祉法人美楽会（以下「事業者」という。）が開設するユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護特別養護老人ホームさくら爽（以下「事業所」という。）は、介護保険法令に従い、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）が、要介護又は要支援状態にある利用者に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

２　事業者（法人）の概要

事業者（法人）	社会福祉法人美楽会
所在地	〒023-0132　岩手県奥州市水沢羽田町字水無沢５０６番６
代表者	理事長　井筒　大人
設立年月日	平成１１年７月８日
電話番号	０１９７－３４－３０８０

３　事業所の概要

(1)　事業所の概要

事業所	特別養護老人ホームさくら爽指定（介護予防）短期入所生活介護
指定番号	０３７０６００８６８
所在地	〒024-0084　岩手県北上市さくら通り三丁目７番７号
施設長	塚本　恵
開設年月日	平成１８年　８月　１０日
電話番号	０１９７－６１－５１１７
ＦＡＸ番号	０１９７－６５－００２６

(2)　設備の概要

ユニット	居室　：　全室個室（ベッド、洗面台、整理タンス、エアコン） 食堂兼リビング　：　ユニットごとに１か所 トイレ　：　ユニットごとに１～２か所
浴室	さくら棟　：　各階に２か所　寝浴、各階に１か所　座位浴設置 きぼう棟　：　２ユニットに１か所　寝浴、各階に1か所　座位浴設置
その他	医務室、調理室、洗濯室、汚物処理室、介護材料室、地域交流ホール、 きぼうホール、相談室、理髪室　等

(3) 事業所の従業者体制

職種	職務の内容	員数	勤務体制	
			昼間	夜間
施設長	業務の一元的な管理	１名（長期兼務）	○	
副施設長	施設長の補佐	１名（長期兼務）	○	
医師	利用者の健康管理及び療養上の指導	１名以上（長期兼務）	非常勤月４日	
介護職員	介護業務	５名以上	１ユニットに１名以上	２ユニットに１名以上
看護職員	健康管理・口腔衛生・保健衛生管理	１名以上（長期兼務）	○	オンコール対応
生活相談員	利用者・家族への相談援助、サービス計画作成	１名以上（長期兼務）	○	
管理栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	１名以上（長期兼務）	○	
機能訓練指導員	機能訓練等の指示・助言	１名以上（長期兼務）	○	

※勤務体制の○は原則9:00～17:45、出勤日は勤務表による

(4) 定員

利用定員	１０名

4 サービスの概要

(1) 介護保険給付対象サービス

次のサービスについては、滞在費・食費を除き、通常７～９割が介護保険から給付されます。「５　利用料等」をご確認ください。

種　　類	内　　容
（介護予防）短期入所生活介護計画の作成	利用期間が連続して４日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、（介護予防）短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者又は代理人に説明し同意を得ます。 ・（介護予防）短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。利用期間が４日間未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業所等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の（介護予防）短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行います。
介　護	利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。 ・適切な方法により、一週間に２回以上、入浴又は清拭を行います。 ・適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。 ・おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えます。 ・離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行います。 ・常時１人以上の介護職員を介護に従事させます。 ・利用者の負担により、従業者以外の者による介護を受けさせることはありません。
食　事	栄養並びに利用者の身体状況・嗜好を考慮した食事の提供を、適切な時間に行います。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂等で食事を摂ることを支援します。

	【食事時間】概ね次のとおりとします。 朝食：７時３０分～　　昼食：１２時００分～　　夕食：１７時１５分～
相談及び援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はご家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員や介護職員等が共同して、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を実施します。
健康管理	医師及び看護職員により、日常の健康相談など、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて、健康保持のための適切な措置を行います。

(2)　介護保険給付対象外サービス

事業所は、利用者又は代理人との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

① 特別な食事

利用者又は代理人のご希望に基づいて特別な食事を提供する場合は実費をいただきます。

② 教養娯楽設備等の提供、レクリエーション、クラブ活動

利用者又は代理人の希望により、教養娯楽設備等を提供し、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

③ 理美容サービス

理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

５　利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下の通りです。お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。ただし、支払方法が償還払いになる場合は、利用料の全額をお支払いいただきます。その場合、お支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口に提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1)　基本部分

			単位数/日 (1単位10円)	費用額/日 〈10割〉	利用者負担額/日			連続61日以上利用の場合 単位数/日
					１割	２割	３割	
ユニット型 (併設型)	併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	要支援１	529 単位	5,290円	529円	1,058円	1,587円	503単位
		要支援２	656 単位	6,560円	656円	1,312円	1,968円	623単位
	併設型 ユニット型短期入所生活介護費	要介護１	704 単位	7,040円	704円	1,408円	2,112円	670単位
		要介護２	772 単位	7,720円	772円	1,544円	2,316円	740単位
		要介護３	847 単位	8,470円	847円	1,694円	2,541円	815単位
		要介護４	918 単位	9,180円	918円	1,836円	2,754円	886単位
		要介護５	987 単位	9,870円	987円	1,974円	2,961円	955単位

(2)　加算・減算

＊要件を満たす場合には、上記の基本部分に料金が加算又は減算されます。

介護保険給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者負担額を変更します。

また上記基本サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

【加算・減算名】		単位数	費用額〈10割〉	利用者負担額		
				1割	2割	3割
① 夜間勤務条件基準を満たさない場合の減算		所定単位の3％減				
② 定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算		所定単位の30％減				
③ ユニットケアにおける体制の未整備減算		所定単位の3％減				
④ 身体拘束廃止未実施減算		所定単位の1％減				
⑤ 高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位の1％減				
⑥ 業務継続計画未策定減算		所定単位の1％減				
⑦ 生活機能向上連携加算 ※個別機能訓練加算を算定している場合	(Ⅰ)	100単位/月	1,000円	100円	200円	300円
	(Ⅱ)	200単位/月	2,000円	200円	400円	600円
	(Ⅱ)※	100単位/月	1,000円	100円	200円	300円
⑧ 専従の機能訓練指導員を配置している場合（機能訓練体制加算）		12単位/日	120円	12円	24円	36円
⑨ 個別機能訓練加算		56単位/日	560円	56円	112円	168円
⑩ 看護体制加算＜要支援算定なし＞	(Ⅰ)	4単位/日	40円	4円	8円	12円
	(Ⅱ)	8単位/日	80円	8円	16円	24円
	(Ⅲ)イ	12単位/日	120円	12円	24円	36円
	(Ⅳ)イ	23単位/日	230円	23円	46円	69円
⑪ 医療連携強化加算＜要支援算定なし＞		58単位/日	580円	58円	116円	174円
⑫ 看取り連携体制加算＜要支援算定なし＞		64単位/日	640円	64円	128円	192円
⑬ 夜勤職員配置加算＜要支援算定なし＞	(Ⅱ)	18単位/日	180円	18円	36円	54円
	(Ⅳ)	20単位/日	200円	20円	40円	60円
⑭ 認知症行動・心理症状緊急対応加算		200単位/日	2,000円	200円	400円	600円
⑮ 若年性認知症利用者受入加算		120単位/日	1,200円	120円	240円	360円
⑯ 利用者に対して送迎を行う場合（送迎加算）		184単位/片道につき	1,840円	184円	368円	552円
⑰ 緊急短期入所受入加算＜要支援算定なし＞		90単位/日	900円	90円	180円	270円
⑱ 長期利用者に対して短期入所生活介護費を提供する場合（長期利用減算）＜要支援算定なし＞		−30単位/日	−300円	−30円	−60円	−90円
⑲ 口腔連携強化加算		50単位/回	500円	50円	100円	150円
⑳ 療養食加算		8単位/回	80円	8円	16円	24円
㉑ 在宅中重度者受入加算＜要支援算定なし＞	(1)	421単位/日	4,210円	421円	842円	1,263円
	(2)	417単位/日	4,170円	417円	834円	1,251円
	(3)	413単位/日	4,130円	413円	826円	1,239円
	(4)	425単位/日	4,250円	425円	850円	1,275円
㉒ 認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	3単位/日	30円	3円	6円	9円
	(Ⅱ)	4単位/日	40円	4円	8円	12円

㉓ 生産性向上推進体制加算	（Ⅰ）	100 単位/月	1,000 円	100 円	200 円	300 円
	（Ⅱ）	10 単位/月	100 円	10 円	20 円	30 円
㉔ サービス提供体制強化加算	（Ⅰ）	22 単位/日	220 円	22 円	44 円	66 円
	（Ⅱ）	18 単位/日	180 円	18 円	36 円	54 円
	（Ⅲ）	6 単位/日	60 円	6 円	12 円	18 円

㉕ 介護職員等処遇改善加算	（Ⅰ）イ	1 月につき所定単位数の 16.3%増
	（Ⅰ）ロ	1 月につき所定単位数の 17.6%増
	（Ⅱ）イ	1 月につき所定単位数の 15.9%増
	（Ⅱ）ロ	1 月につき所定単位数の 17.2%増
	（Ⅲ）	1 月につき所定単位数の 13.6%増
	（Ⅳ）	1 月につき所定単位数の 11.3%増

① 夜勤職員の勤務条件が基準を満たさない場合の減算

人員基準上満たすべき夜勤職員の員数を下回る配置を行った場合に一定割合を減算

② 定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算

事業所の利用定員を上回る利用者の利用又は事業所の看護職員及び介護職員の人員基準上満たすべき員数を下回っている場合に一定割合を減算

③ ユニットケアにおける体制の未整備減算

日中の時間帯における介護又は看護職員の配置およびユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置していない場合

④ 身体拘束廃止未実施減算

身体的拘束等の適正化を図るための措置＊が講じられていない場合

＊身体的拘束等の適正化を図るための措置

・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること

・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催すると共に、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること

・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること

・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること

⑤ 高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合

⑥ 業務継続計画未策定減算

感染症や非常災害の発生時において業務継続計画（利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画の策定や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定していない、又は業務継続計画に従って必要となる措置を講じていない場合

⑦ 生活機能向上連携加算

自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリ専門職と連携し、訓練を実施した場合

⑧ 専従の機能訓練指導員を配置している場合（機能訓練体制加算）

常勤専従の機能訓練指導員を１名以上配置している場合。

⑨ 個別機能訓練加算

機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合

⑩　看護体制加算

常勤の看護師配置と、一定以上の看護師配置をしている場合

⑪　医療連携強化加算

看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定した上で、予め協力医療機関を定め、緊急時等の対応方法について取り決めをしている場合

⑫　看取り連携体制加算

看護体制加算を算定した上で、事業所で看取りを行う体制を整えている場合

⑬　夜勤職員配置加算

夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置

⑭　認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師により、認知症の行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であり、緊急的な短期入所生活介護が必要であると判断された者に対しサービスを行った場合

⑮　若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合

⑯　利用者に対して送迎を行う場合（送迎加算）

利用者自宅と事業所間の送迎を行う場合

⑰　緊急短期入所受入加算

居宅サービス計画において計画されていない緊急的な受け入れを行った場合

⑱　長期利用者に対して短期入所生活介護費を提供する場合（長期利用減算）

連続 30 日を超えて同一の短期入所生活介護事業所を利用している場合

⑲　口腔連携強化加算

事業所が利用者の口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に評価結果を提供しており、歯科医療機関との相談体制の確保についても文書等で取り交わされている場合

⑳　療養食加算

療養食の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されており、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われている場合

㉑　在宅中重度者受入加算

利用者が利用している訪問看護事業所が、当該利用者の健康上の管理を行う場合

㉒　認知症専門ケア加算

認知症自立度Ⅲ以上の利用者の割合が 50%以上の施設において、認知症介護実践リーダー研修修了者を①認知症自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 人以上、②20 人以上の場合は 10 人ごとに 1 人以上配置し、認知症に関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している場合

㉓　生産性向上推進体制加算

介護ロボットや ICT 等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行う場合

㉔　サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格者等、経験豊富な職員を一定の割合配置している場合

㉕　介護職員等処遇改善加算

介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした施設に対して支給される

(3) 運営基準で定められたその他の費用

① 食事の提供に要する費用

ア 基本料金 １日当たり １，８００円

（朝 ５００円、昼 ６５０円、夕 ６５０円）

※ 介護保険負担限度額認定証を提示した場合、その限度額が１日当たりの上限となります。

② 滞在に要する費用

基本料金 入所・退所の時間にかかわりなく１日当たり２，０６６円

※ 介護保険負担限度額認定証を提示した場合、その限度額が１日当たりの上限となります。

③ 利用者又は代理人が選定する特別な食事の提供に要する費用の額 実費

④ 理美容代 実費

⑤ クラブ活動材料費、行事費 実費

※ 日用品（ティッシュ、歯ブラシ、化粧品など）は持ち込みとなります。

〈滞在費・食費の負担軽減(負担限度額認定)〉

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、滞在費・食費の負担が軽減される場合があります。

なお、滞在費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

(4) その他の費用

① 電気料（１日ごとの使用に関わらず持ち込み開始から持ち帰りまで）

・１品目につき、１日当たり３０円（電気カミソリは除く）

② コピー代（利用者等の希望によるサービス提供に関する記録を含む）

・白黒１面につき１０円 カラー１面につき５０円

③ キャンセル料

・利用予定の前日までに連絡のないキャンセルについては、１日分の食費（介護保険負担限度額適用外）をいただきます。

６ 利用料金のお支払方法

利用料は、１月ごとに計算し、翌月にご請求いたしますので、請求された月の末日までに、次のいずれかの方法でお支払いをお願いします。

（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

※原則として現金でのお支払いには対応しておりません。

ア. 金融機関口座からの引き落とし （毎月26日に引き落としとなります）

イ. 下記指定口座への振込み

口座名義 ： 特別養護老人ホームさくら爽

金融機関 ： 北日本銀行 北上支店 普通預金 口座番号 7016983

7　サービスの中止、変更、追加

①　利用予定日の前に、利用者又は代理人の都合により、（介護予防）短期入所生活介護の利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

②　利用予定日の前日までに申し出が無く、利用当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として、５利用料等の（4）③に記載の料金をお支払いいただきます。ただし、利用者の体調不良の場合は、この限りではありません。

③　サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

8　代理人等について

(1)　事業所では、契約締結に当たり、代理人、連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。

①　代理人は、利用者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。

②　代理人は身元保証人を兼ねるものとします。

(2)　代理人の責務は、次の通りとします。

①　利用者に代わって又は利用者とともに、契約書第５条に定める同意又は要請、同第９条３項、第11条３項、第21条、第22条に定める解約・解除の意思表示及び手続き、その他利用者を代理して行う意思表示、事業所の意思表示や報告・通知の受領、事業所との協議等を行うこと。

②　利用者を代理して、又は利用者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。

(3)　連帯保証人の責務は次の通りとします。

利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担すること。

(4)　身元保証人の責務は、次の通りとします。

利用が終了した後、事業所に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。

(5)　連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。

①　連帯保証人の負担は、極度額５０万円を限度とします。

②　連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

③　事業所は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

④　連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、利用者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

9　サービス利用に当たっての留意事項

(1) ご来所の際

①　面会、外出については事前に事業所にお申し出ください。なお、感染対策等により制限させていただく場合があります。

②　原則として感染症罹患中は来所できません。また、来所後２日以内に発症し、感染症が判明し

た際は速やかに事業所にご一報ください。

③　利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。

④　原則として貴重品（金銭含む）の持ち込みはお断りします。盗難や紛失が発生した場合でも当事業所では責任を負いかねます。

⑤　宗教活動については信仰の自由を妨げるものではありませんが、他の利用者の迷惑にならないようにお願いします。

(2) 禁止行為

以下の行為につきましては、禁止とします。なお、このような行為については、サービスの中断や契約を解除する場合があります。当事業所の快適性、安全性を確保するためにもご協力をお願いします。

①　従業者及び他利用者等へのハラスメントその他の迷惑行為

ア　身体的暴力　身体的な力を使って危害を及ぼす行為

例：コップをなげつける。たたく。唾を吐く。

イ　精神的暴力　個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

例：怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する。

ウ　セクシャルハラスメント　意に沿わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。

例：必要もなく手や腕をさわる。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す。

※ただし、認知症等の病気又は障害の症状として現れた言動（BPSD 等）はハラスメントとはいたしません。

②　他の利用者及び同意のない従業者等の撮影、録音及び SNS 等でのデータの公表

③　決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等

④　事業所内での金銭及び食物等のやりとり

⑤　従業者に対する贈物や飲食のもてなし

⑥　その他決められた以外の物の持ち込み

10　緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

11　非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

12　事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

13　身体的拘束等の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14　高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います

15　守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を洩らさないことを厳守します。また、退職後においてもこれらの秘密を厳守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

16　写真の掲載

行事や活動の様子をご家族へお伝えしたり、広報やホームページ・施設内掲示等で紹介したりするために写真撮影をする場合があります。

【お願い】その写真の取り扱いについて利用者又は代理人は、社会福祉法人美楽会のホームページ及び施設が発行する広報誌、施設内での活動風景の掲示等への掲載について同意いただけますか。

□同意します　（□写真・名前両方掲載可能　　□写真のみ　　□名前のみ）
□同意いたしかねます

17　苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

(1)　施設の苦情相談窓口

苦情受付担当者：相談課長　　中島　崇
　　生活相談員　　夏井　良枝
苦情解決責任者：施設長　　塚本　恵
ご利用時間：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）　９時００分～１７時００分
ご連絡先：電話番号　０１９７－６１－５１１７　　FAX　０１９７－６５－００２６

(2)　第三者委員（公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です）

氏名　加藤　マキ子　　電話　０１９７－６３－４５５４
氏名　島津　愛郎　　電話　０９０－２９７１－１２５４

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

北上市福祉部　長寿介護課 介護給付係	所 在 地 ： 北上市芳町1－1 電話番号 ： 0197－64－2111(直通:72-8218) F A X ： 0197－64－0287 受付時間 ： 月～金(祝日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時
国民健康保険団体連合会	所 在 地 ： 盛岡市大沢川原三丁目7番30号 電話番号 ： 019－604－6700 F A X ： 019－604－6701 受付時間 ：月～金 (祝日･12/29～1/3 除く) 午前9時～正午　午後1時～5時
岩手県 福祉サービス運営適正化委員会 (社会福祉法人岩手社会福祉協議会)	所 在 地 ： 盛岡市三本柳8地割1番 3 ふれあいランド岩手2階 電話番号 ： 019－637－8871 ・ 9718 F A X ： 019－637－9712 受付時間 ： 月～金(祝日年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分

18　協力医療機関等

事業所は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

医療機関の名称	宝陽病院
所　在　地	花巻市石鳥谷町新堀第 15 地割 23 番地
電 話 番 号	0198-45-6500

医療機関の名称	北上済生会病院
所　在　地	岩手県北上市九年橋三丁目15番33号
電 話 番 号	0197－64－7722

【協力歯科医療機関】

医療機関の名称	六本木歯科医院
所　在　地	岩手県北上市さくら通り三丁目1―23
電 話 番 号	0197－64－6489

19　損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

① 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

② 利用者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

③　利用者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

④　利用者又は代理人が、事業所及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

20　第三者評価の実施について

当事業所では第三者評価は受審しておりません。

令和　　年　　月　　日

ユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの開始に当たり、利用者及び代理人に対して利用契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

＜事業所＞
所在地　　岩手県北上市さくら通り三丁目７番７号
施設名　　特別養護老人ホームさくら爽
施設長　　塚　本　　恵　　印

説明者　（職名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私は、利用契約書及び本書面により、事業所からユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

＜利用者（契約者）＞

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

＜代理人＞

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　　続柄（＿＿＿＿＿＿＿＿）